

福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成21年11月13日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他： 11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水系ポンプ駆動用電動機の軸受冷却水ポンプ（A）の出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	タービン補機冷却系ポンプ室内局所空調機（1台）の点検において、Vベルトに緩み及びプーリーに摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	
3	3号機	原子炉建屋天井クレーン用電源しゃ断器を投入したところ、過負荷トリップしたため、当該しゃ断器を点検・修理	D	
4	4号機	主復水器（A2）抽出空気出口弁の点検において、弁駆動部のリミットスイッチ取付部に破損が認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
5	4号機	低圧タービン入口蒸気圧力検出元弁の点検において、フランジ接続用ボルト（1本）のネジ部に一部欠損が認められたため、当該ボルトを交換	D	
6	4号機	主発電機密封油処理装置の密封油真空ポンプ（A）の点検において、軸受部の油シール部より潤滑油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）の固定子巻線温度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・調整	D	
8	4号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプの軸シール部より水のリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	計算機室内空調機のプーリー部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）のエンジン出口配管用ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	その他	発電所敷地内計算機通信・制御用ローカルエリアネットワークケーブルの誤接続により、当該ネットワークが過負荷状態となり全面停止したため、原因調査及び復旧	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで